

●●●●町内会 防犯カメラ設置・運用規程

1 趣旨

この規程は、個人のプライバシーの保護に配慮しつつ、次項に定める設置目的を達成するため、●●●●町内会（以下「設置者」という。）が●●●●町内会 地区内に設置する防犯カメラの設置及び運用に関し必要な事項を定めることにより、その適正な設置・運用を図るものとする。

2 設置目的

防犯カメラは、●●●●町内会 地区内における犯罪を防止し、地域住民の防犯意識を高め、もって安全に安心して暮らせる地域づくりに資するために設置する。

3 設置の場所等

(1) 設置の場所及び設置台数

別紙配置図のとおり、防犯カメラを設置する。

※配置図はカメラの位置、設置数、撮影方向を示したもの

(2) 設置の表示

防犯カメラを設置する場所に「防犯カメラ作動中」と記載した表示板を掲示する。
表示板には設置者名を記載することとする。

4 管理責任者等

(1) 設置者は、防犯カメラ及びこれにより撮影して記録した画像データ等（以下「防犯カメラ等」という。）の適正な運用管理を図るため、管理責任者を置く。

(2) 管理責任者は●●●●町内会 会長とする。

(3) 管理責任者は、防犯カメラ等の操作を行わせるため、交代することができる。

※氏名を記載すると、その都度変更する必要があるので役職名でも可能です。
交代時に引継ぎを必ず行ってください。

(4) 操作取扱者は●●●●町内会 副会長とする。

5 設置者等の責務

(1) 設置者、管理責任者及び操作取扱

※管理責任者だけが防犯カメラを取り扱う場合は、管理責任者が操作取扱者も兼ねる

は、この規程の

定めるところにより、防犯カメラ等の適正な運用を図り、その設置目的を効果的に達成するよう努めるとともに、個人のプライバシーの保護を図らなければならない。

- (2) 設置者等は、画像データそのものはもちろん、画像データから知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。設置者等でなくなった後においても同様とする。

6 画像データ等の管理

(1) 保存期間

画像データの保存期間は ● 日間とする。

※長期間の保存は、多くのデータを外部へ漏洩する恐れがあるため、必要最小限の期間を設定する。

(2) 画像データの不必要な複製及び加工等の禁止

画像データの不必要な複製及び加工及びインターネットへの掲載、メールでの転送並びに外部への持ち出しを禁止する。

(3) 記録媒体の保管場所

やむを得ず画像データを複製した場合、記録媒体の保管（場所）は保管庫（■■■）とし、管理責任者が施錠を行うなど、盗難及び散逸の防止に努めて適正に管理する。

(4) 立入り制限等

記録媒体の保管場所以外の場所への持ち出しは、管理責任者が許可した場合を除き、禁止する。

保管場所には、設置者等が許可した者以外は立ち入ることができないこととする。

(5) 画像データの消去等

保存期間を経過した画像データは、上書き等により速やかに、かつ、確実に消去することとする。

記録媒体を処分するときは、管理責任者を含めた複数人で、記録媒体から画像データが完全に消去されたことを確認の上処分し、その日時、処分方法等を記録する。

7 画像データの利用及び提供の制限

- (1) 画像データは、設置目的以外の目的のために利用しない。また、次の場合を除き第三者に提供しないこととする。

ア 法令に基づく場合

イ 個人の生命、身体及び財産の安全の確保その他公共の利益のため、緊急の必要性がある場合

ウ 捜査機関等から事件・事故の捜査等のために画像データの閲覧要請を受け、これに協力する場合

エ 画像データに記録された本人の同意がある場合又は本人に提供する場合本人に提供する場合の画像データ抽出及び個人情報保護に基づく画像データ処理等にもなう費用は、請求者本人が負担するものとする。

(2) 画像データの閲覧・提供にあたっては、相手先に身分証明書の提示を求めるなど身分の確認を確実に行うとともに、閲覧・提供を行った日時、相手先、目的・理由、画像データの内容等を記録し、提供を受けた文書等とともに6-(3)に基づく保管庫等へ保存する。

8 苦情等への対応

設置者等は、防犯カメラの設置、運用及び管理に関する苦情や問い合わせを受けたときは、誠実かつ迅速に対応する。

9 保守点検と撤去

(1) 保守点検

設置者は、防犯カメラの機能維持のため ●か月ごとに保守点検を行うものとする。

(2) 設置場所・画角の見直し

防犯カメラの設置場所・画角については、記録された画像データを管理者等で検証し、必要に応じ見直しを行う。

(3) 撤去

設置者は、防犯カメラの運用を廃止する場合は、撤去を行う前に市長に撤去理由の報告を行い、責任をもって速やかに機器等の撤去を行う。

附 則

この規程は、令和 ●年 ●月 ●日から施行する。

